

としま

税・国保の夜間納付窓口をご利用ください

4月22日(火)・23日(水) 午後7時まで
◇詳細…税/整理第一係☎3981-0382、
国保/国保収納係☎3981-1295

『権利の主体としての青少年の成長を支援する方策について』



プレーパークワークショップでの子どもたちの発表

豊島区青少年問題協議会から 答申を受けました

この答申は平成13年6月に区長が豊島区青少年問題協議会(学識経験者、区議会議員、各団体代表、公募区民等で構成)へ諮問していたものです。答申では、子どもの権利を実生活のなかで保障・確立していくために、今後取り組むべき具体的な方策をまとめています。区ではこの答申を踏まえ、子ども権利条例の制定、子どもプランの策定、自由な遊び場「プレーパーク」の設置など提言された具体策の検討、実現化を図っていきます。

◇詳細…子ども施策調整係☎3981-1381

答申概要

提言

おとなが「子どもの権利」を認め、子どもが権利の主体として成長することの重要性を理解することが必要です。また、子どもの権利条約の本旨と具体的な条項について、子どもたちに伝えていくことがおとなの義務です。子ども期には、子ども独自の権利があることをおとなが理解し、子どもへの援助のあり方を常に見直していく必要があります。21世紀を担う子どもたちのために、子どもの権利を実生活の中に生かしていく具体的な取組みを進めることが地域のおとな全体、また自治体の責務となっています。

子どもの権利の基本的な考え方

(1) 子どもは権利の主体であるという子ども観を基本に据えることが、子どもの発達・成長を保障します。人であり、子どもであり、やがておとなになる存在であることを認識し、子どもの遊びや人間関係の形成を保障して、子どもの試行錯誤をおとなが受けとめる関係が前提です。(2) 子どもの意見表明権と発達・成長権を軸とした子どもの人間関係の形成を育むところに子どもの権利の本質があります。(3) 発達成長の過程にある子どもは、まず権利を学習し、権利を行使するなかで社会性を身につけ、おとなになっていきます。このことをおとながまず理解することが、子どもの権利保障の前提となります(権利と義務をセットにすることは、子どもの権利保障の発達・成長を促す観点からは弊害でしかありません)。

国連・子どもの権利条約の特徴と意義

(1) 日本の子どものは、「声を奪われ、競争と管理と暴力とプライバシーの侵害の中で、ストレスにさらされ、発達がゆがめられている」「国連・子ども権利委員会1998報告」とあるように、子どもの権利保障は、国、自治体の課題です。(2) 子どもの権利条約では、「子どもの最善の利益」を謳い、「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利」を具体的に規定し、「意見表明権」など人間的自立を目指して自己成長・発展しようとする諸権利の保障を宣言しています。(3) 子どもの権利が子どもの発達の可能性を拓く法的保障であるとの意義を理解する必要があります。

他自治体の動向

子どもの権利保障におとながどのように応えるかが問題です。川崎市や世田谷区などの「子どもの権利条例」や「子どもオンズパーソン制度」のような、子どもの権利保障に係る実践的取り組みを通じたおとなの自己変革が求められています。

豊島区における子どもの権利の現状と課題

生存、発達、保護、参加・参画の4つの視点から整理した課題は次のとおりです。
(1) 生存/ベビーホテルでの死亡事故、小児診療所の減少、親の養育放棄などの虐待があり、より一層の対応が必要です。
(2) 発達/体力・運動能力の低下や子どもの発達の阻害要因となるパソコンゲームなどの遊びに係るメディア環境の変化に対応

し、子どもの休息や遊びを保障するため、「子どもの居場所」に係る施策を推進する必要があります。

(3) 保護/虐待からの保護やドラッグからの保護はもとより、子どもの自主性・主体性を基本とする、子どもの成長に応じた「緩やかな見守りシステム」を構築する必要があります。
(4) 参加・参画/子ども施策や施設整備等に、子どもの意見を反映させるシステムをつくる必要があります。

成長支援のための重点課題の提案

新しい理念に基づく思い切った子ども施策の展開が必要。そのため、福祉、母子保健、まちづくり、教育など行政の枠を超えた政策の推進が必要です。
(1) 子どもの権利を具体化するために、権利条約の制定に向けた組織をたちあげて(※本年4月設置済み)、子どもの権利ノート作成、子ども権利オンズパーソン制度の創設、青少年のた

プレーパーク公開講座

子どもたちが自然とふれあいのびと遊べる原っぱ的空間・冒険広場として、8月に区内第一号の「プレーパーク」を開設する予定です。このプレーパークには子どもたちの主体的な遊びを見守るプレーリーダーを配置します。
プレーパークに興味がある方、プレーリーダーをやってみたい



方などのために公開講座を開催します。
5月10日(土) 午後2~4時
池袋第二小学校◇内容:「プレーパークってどんなところかな」
◇対象:どなたでも可。当日直接会場へ◇費用:無料
◇詳細:地域担当係☎3981-2049

閲覧できます

この答申は、区ホームページ(アドレス上部参照)、行政情報コーナーで閲覧できます。

65歳以上の方へ

平成15年度介護保険料減額(特例減額)の要件を緩和しました

収入、預貯金等についての要件を緩和しました。生活に困難な方、保険料の納付が困難な方で、該当すると思われる方は、必要書類等を確認のうえ申請してください。

※前年度に該当した方も、年度ごとに申請が必要です。

◇対象：次の①～⑥のすべてに該当する方

- ①平成15年度住民税が世帯全員非課税となる予定である※税の申告が済んでない方は、先に申告を済ませてください②平成14年中の世帯の収入が130万円(世帯員が一人増すごとに50万円を加算)以下である③世帯の預貯金等が②の収入基準額(300万円)を超える場合は300万円以下である④住民税課税者と生計が同一でない※同一住所・同一敷地内に三親等以内の親族が住んでいる場合は、同一の世帯とみなします。また、介護施設に入所している場合は、入所前の世帯とみなす⑤住民税課税者の扶養となっていない⑥居住以外の不動産を持っていない

◇減額内容：第1段階(生活保護受給者を除く)の方は第1段階の半額、第2段階の方は第1

段階の保険料額に減額。

◇申請：各月分の納期限の7日前までに保険料賦課係へ

◇詳細：当係 ☎3981-1337

生計困難な方の介護保険のサービス利用料が軽減されます

◇対象：次の①～⑥のすべてに該当する方

- ①平成15年度住民税が世帯全員非課税となる予定である②平成14年中の世帯の収入が120万円(世帯員が一人増すごとに50万円を加算)以下である③世帯の預貯金額が60万円(世帯員が一人増すごとに25万円を加算)以下である④介護保険料を滞納していない⑤住民税課税者の扶養となっていない⑥居住以外の不動産を持っていない

◇対象サービス：軽減の申出を行った事業者から提供されるサービス。◇軽減内容：利用料を2分の1に減額。 ※既に減額を受けている他のサービスは対象になりません。◇詳細：介護給付係 ☎3981-1337

平和と人権のパネル展を開催します

憲法週間(5月1～7日)にちなみ、平和と人権に関するパネル・ポスターの展示、ビデオの上映を行います。

この機会に「平和」「民主主義」「基本的人権」「憲法」につ

いて考えてみましょう。 4月21日(月)～5月9日(金) 庁舎ロビー、区民事務所 ◇詳細：総務係 ☎3981-4551

「21世紀の学校づくり懇談会(仮称)」の委員を募集します

「開かれた学校づくり」と各学校の「特色ある教育環境づくり」への取組を進め、21世紀の学校づくりに区民の皆さんの意見を反映していくために懇談会の委員を募集します。

◇対象：区内在住の20歳以上で、平日の昼間に開催する懇談会

(5回程度)に出席できる方

◇任期：平成16年5月まで(予定)

◇募集人数：4名

◇申込み：①住所②氏名③年齢④性別⑤職業⑥電話番号⑦保育希望の有無(子どもの氏名、年齢)⑧応募動機や初等・中等

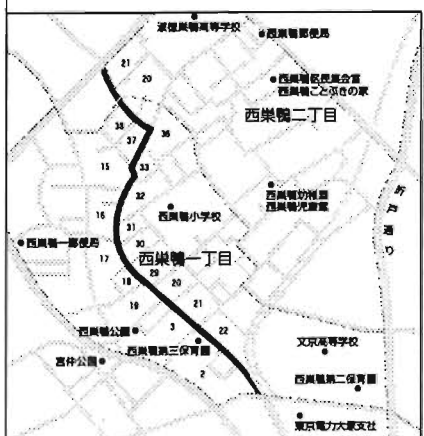
区道3路線に 通称名をつけました

区では道路が身近なものとして親しまれるように、平成2年

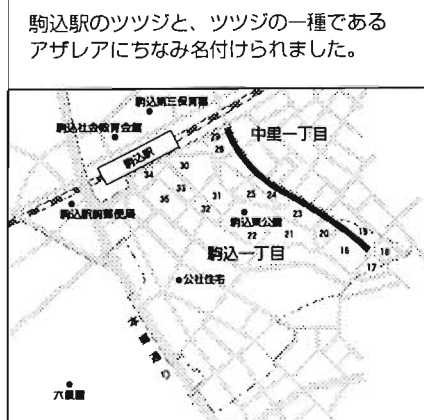
から地域の方と協議、検討し区道に通称名をつけています。

この度、左図の3路線の通称名を設定しました。 ◇詳細：道路管理課調整係 ☎3981-4802

西巣鴨新田通り 西巣鴨2-21先～西巣鴨1-2番先



アザレア通り 駒込1-19先～駒込1-29先



ともえ通り 千川2-34先～高松3-12先

3つの町会(高松三丁目、千川二丁目、板橋区幸町)の御稟の通り道であることから「みつどもえ」を名の由来としました。



子育て・教育

転入した方へ 乳幼児医療証の交付申請はお済みですか

就学前の乳幼児の医療費(保険診療の自己負担分)を助成しています。

豊島区の乳幼児医療証をお持ちでない方は新たに交付申請をしてください。郵送での申請も受け付けています。

医療費の助成は原則として医療証の交付申請日からですが、転入日から2か月以内に申請した場合は転入日から取得できます。

◇資格要件： ①保護者、乳幼児ともに豊島区に住み、住民登録または外国人登録をしている。

②保護者、乳幼児ともに国民健康保険または社会保険などの健康保険に加入している。

※外国籍の方は、在留資格・在留期間によって受けられない場合があります。

◇申請に必要なもの： ①保護者の印鑑。

②両親と乳幼児の加入している健康保険証(写し可)。

③外国籍の方は、保護者と乳幼児の外国人登録証明書(写し可)。

④平成14年1月2日以降に豊島区に転入された方は、両親2人分の平成13年中の所得が分かるもの(源泉徴収票、確定申告書など)で、扶養人数の有無・人数が記載されたもの。

⑤海外からの転入は両親のパスポート。

転出する方へ 転出日で受給者の資格がなくなり、医療証は転出日の前日まで使えます。資格消滅通知を郵送しますので、医療証は同封の返送用封筒で区へ返送してください。

清掃・リサイクル

家電リサイクルにご協力ください

家電リサイクル法に基づき、対象の家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)は粗大ゴミとして回収せず、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源化を図っています。使用済み対象家電製品は①購入した小売店②家電リサイクル受付センター(☎5296・7200)へ引取りを依頼してください。

なお、引取りにはリサイクル料金および収集・運搬料がかかります。

◇詳細：計画管理課計画係 ☎981-1320

大工さんを紹介します

住宅等の修繕、改築などを考えているが、職人さんが見つからないという方に区内の建築組合を通じて施工業者を紹介しています。屋根、門、物置、植栽など何でもご相談ください。

◇詳細：街づくり公社 ☎5992・3329

出張住宅相談会

4月19日(土) 午前10時～午後3時 柴井まちづくりセンター(駒込6の29の6) ◇内容：家屋の修繕・改築・リフォーム、外壁塗装等◇相談員：豊島区住宅相談連絡会◇費用：無料

◇詳細：街づくり公社 ☎5992・3329

「ふれあいガイド」欄は、今月から、毎月25日号に掲載します。

10月1日から ディーゼル車の運行規制が開始されます 区では改善の融資制度を創設しました

東京都は「環境確保条例」に基づき、排出ガス浄化装置の技術開発支援や低公害車導入の促進、低硫黄軽油の早期供給要請などに取り組むとともに、今年10月から、条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の都内運行禁止を開始することになりました。これを受け豊島区も、事業者等への改善のための融資を新たに創設しました。

●詳細：環境調査係 ☎3981-2771
東京都自動車公害対策部規制課 ☎5388-3535

ディーゼル車と 東京の大気汚染

都内での貨物車に占めるディーゼル車の割合は、過去20年間に22%から61%に増加しています。また、自動車の排出ガスに由来する大気汚染のうち、浮遊粒子状物質のほとんどはディーゼル車から排出されています。浮遊粒子状物質(SPM)は、大気中に浮遊している微粒子で粒径が10μm(1μm=0.001mm)以下のものをいいます。浮遊粒子状物質の汚染がひどい地域では、呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患による様々な影響が懸念されます。また、ディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質には、呼吸器に害を及ぼすものがあり、発ガン性なども懸念されています。

規制対象の車両

右下表のとおりです。基準値を満たさないディーゼル車は、より低公害な車への買い替えか、都の指定する粒子状物質減少装置の装着が必要となります。

規制対象車	例示	ナンバープレートの分類	備考
貨物自動車	トラック バン	1、4、6ナンバー車	自家用・事業用の種別、小型・普通の種別は問わず、対象。
乗合自動車	バス マイクロバス	2ナンバー車 (一部5、7ナンバー車)	
特種用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート ミキサー車	8ナンバー車	乗用車タイプをベースにした車は対象外。

※乗用車(3・5・7ナンバー車)は、規則の対象外です。
また、規制対象車でも、新車登録から7年間は猶予期間となり、都内走行できます。

助成・融資あつせん

東京都指定低公害車などの購入時や、ディーゼル車から最新規制適合車への買い替え、または、都の指定する粒子状物質減少装置を、基準値を満たさないディーゼル車に装着する際に、豊島区・東京都などには支援制度(下表参照)があります。

低公害車の導入(豊島区)

名称	公害防止設備資金	小規模企業資金	設備資金
取扱金融機関	指定の信金・信組・商工中金		
保証機関	東京信用保証協会		
対象	中小企業者(個人事業者含む※区内に事業所があること) 4大低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車)を取得するもの		
利率等	融資利率 区負担2.2%、 本人負担0.2%	4大低公害車以外の車両 ①東京都指定の低公害車の購入 ②最新規制適合車への買い替え ※現在使用中のディーゼル車は廃車すること 3.5t以下最新規制のガソリン車等(ディーゼル車を除く) 3.5t超最新規制のディーゼル車	2.4%
その他	融資限度額 返済期間 1,000万円 72か月 据置6か月含む	1,000万円 84か月 据置12か月含む	3,000万円 96か月 据置6か月含む
問い合わせ先	東京信用保証協会の信用保証が必要 中小企業対策室 ☎5992-7013、中小企業相談室 ☎5992-7022		

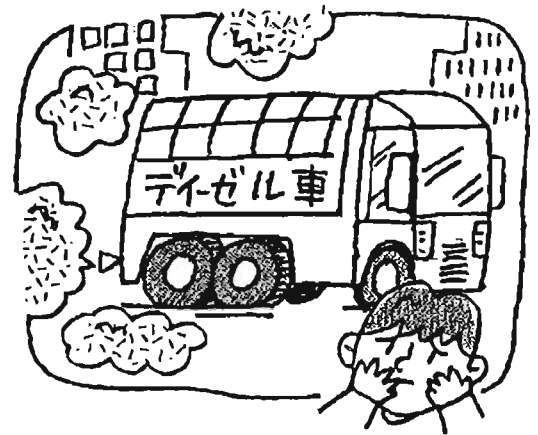
低公害車の導入(東京都)

支援項目	融資あつせん	融資
名称	環境保全資金	ディーゼル車特別融資 平成15年度限り(予定)
取扱金融機関	銀行・信金・信組・商工中金	みずほ銀行・信金・信組 東京都民銀行
保証機関	東京信用保証協会	イフコ(再保証：オリックス) 住商リース
対象	中小企業者(個人事業者含む)、組合 ※都内に事業所があること ①東京都指定の低公害車の購入 ②最新規制適合車への買い替え ※現在使用中のディーゼル車は廃車すること。 買い替え車両は現在使用中の車両総重量と同程度のもの 3.5t以下最新規制のガソリン車等(ディーゼル車を除く) 3.5t超最新規制のディーゼル車等	中小企業者(個人事業者含む) ※都内に事業所があること ディーゼル車から最新規制適合車への買い替え 3.5t以下最新規制のガソリン車等(ディーゼル車を除く) 3.5t超最新規制のディーゼル車等
利率等	融資利率 長期プライムレート(※1)の1/2を補助	融資利率 (長期プライムレート(※1)+1.35%)の1/2を補助
その他	信用保証料の補てん 信用保証料(※2)の1/2を補助	信用保証料の補助 信用保証料4.5%の1/2を補助
融資限度額	1億円/1企業	3,000万円/1企業
返済期間	7年以内	5年以内
信用保証	東京信用保証協会の信用保証が必要	不要
第三者連帯保証人	借入金額等条件により必要	不要
物的担保	条件により必要	購入車両の所有権留保
問い合わせ先	東京都環境局自動車公害対策部規制課低公害化助成係 ☎5388-3535	

※1 平成15年2月13日現在1.55% ※2 借入金額によるが概ね0.4~0.9%

粒子状物質減少装置(DPE等)の装着(豊島区)

名称	ディーゼル車排出ガス改善資金 (平成15年度からの融資制度)【新制度】	小規模企業資金	設備資金
取扱金融機関	指定の信金・信組・商工中金		
保証機関	東京信用保証協会		
対象	3.5t超のバス・トラック・特種車両で、DPFまたは酸化触媒装置を取り付けるための改造費。 融資の対象費用は、装置代金、取付費用、消費税。		
利率等	2.4%		
融資利率	区負担2.4%、本人負担0%	区負担1.8%、 本人負担0.6%	区負担1.0%、 本人負担1.4%
信用保証料の補てん	なし		
その他	融資限度額 返済期間 2,000万円 72か月以内 据置期間なし	1,000万円 84か月以内 据置12か月含む	3,000万円 96か月以内 据置6か月含む
信用保証	東京信用保証協会の信用保証が必要		
第三者連帯保証人	物的担保		
物的担保	条件により必要		
問い合わせ先	中小企業対策室 ☎5992-7013、中小企業相談室 ☎5992-7022		



低公害車の導入(東京都の補助)

名称	トラック等の天然ガス(CNG)車への買い替え促進
対象者	事業者 ※都内登録者に限る
補助率	<CNG車への買い替え> 改造費の1/2または同一の一般自動車との差額1/2以内 ただし、国またはNEDOの補助制度を利用する場合は、国負担分を除いた額の1/2 (限度額) 小型は30万円/1台 (車両総重量3.5t超8t以下) 大型は40万円/1台を限度 (車両総重量8t超)
問い合わせ先	都環境局自動車公害対策部規制課 ☎5388-3529

粒子状物質減少装置(DPF等)の装着(東京都の補助)

名称	粒子状物質減少装置(DPF等)の早期普及促進
対象者	事業者 ※都内登録のディーゼル車であって、初度登録が平成13年9月20日以前で、車両総重量3.5t超の車両に限る ※知事が指定するDPF装置の装着
補助率	1台あたり装着費等の経費の1/2 (限度額) ①DPF 小型は30万円/1台、 (車両総重量3.5t超8t以下) 大型は40万円/1台を限度 (車両総重量8t超) ②酸化触媒 小型は10万円/1台、 (車両総重量3.5t超8t以下) 大型は20万円/1台を限度 (車両総重量8t超)
問い合わせ先	都環境局自動車公害対策部規制課 ☎5388-3529

イベント情報

費用の記載がない事業は無料です

「子ども読書の日」記念図書館事業

4月19日(土) 午後2時から 池袋/お話し会、午後3時から 中央・駒込/お話し会◇23日(水) 午後3時から 巣鴨/パネルシアター、上池袋/お話し会、午後3時30分から 千早/お話し会◇26日(土) 午後3時から 雑司が谷/子どもムービー◇30日(水) 午後3時から 目白/お話し会◇申込み・詳細…各館へ

江戸開府400東京すかも商人まつり

4月19日(土)・20日(日)◇セレモニー/19日 午前10時 高岩寺、メイン会場/午前11時~午後5時 眞性寺、一般会場/午前11時~午後4時 巣鴨・西巣鴨地区6商店街◇各商店街でアトラクション、ウォークラリー、抽選会。友好交流都市岩手県一関市・岐阜県関市・群馬県昭和村の観光物産展など◇主催/同実行委員会(豊島区ほか)
◇詳細…プロジェクト推進担当係☎5992-7029

湯〜友〜タイム

4月22日(火) 午後1時30分~2時30分 福の湯(上池袋1-11-9)、23日(水) 午後2時30分~3時30分 栄湯(池袋3-37-15)◇脱衣場での簡単なストレッチ体操等◇区内在住で65歳以上の方◇当日直接会場へ。
◇詳細…いきがい係☎3981-1734

金曜いていのコンサート

4月25日・5月16日・7月18日・9月19日・10月17日 午後0時10~50分 南池袋公園◇曲目…区民の歌「としま未来へ」ほか◇演奏/陸上自衛隊第一音楽隊※来場の方に抽選でプレゼントあり◇主催/同実行委員会(地元商店街、豊島区ほか)◇問い合わせ…南池袋パーク商店街 角☎3590-1009
◇詳細…商工係☎5992-7012

第47回南大塚ホール落語会

5月15日(水) 午後6時30分開演◇出演…開口一番/柳家り助、落語/古今亭志ん駒、柳家さん枝、柳家小三太、橘家亀蔵、曲芸/ボンボンブラザーズ◇前売券600円、当日券700円 全席自由※チケットは、としまコミュニティチケットセンター、各社会教育会館、青年館で発売中。障害のある方には優先席を用意しています。チケット購入時に申し出てください。
◇詳細…南大塚社会教育会館☎3946-4301

ひとり暮らし高齢者の親睦旅行

5月29日(水)~30日(木) 午前7時30分豊島公会堂前集合◇行程…野口英世記念館~五色沼~猪苗代四季の里(宿泊)~会津武家屋敷◇区内在住で65歳以上のひとり暮らしの方◇60名◇8,000円◇申込み…4月28日までに、本人がいきがい係へ※応募者多数の場合は、初めての方優先のうえ抽選。
◇詳細…当係☎3981-1279

リサイクルフリーマーケット 出店者募集

◇開催日…5月25日(日) 正午~午後4時

区民センター※駐車場なし◇区内在住の個人、グループ※営業目的は不可◇募集数…25店舗(1店舗面積2m×2m)◇出店費用…1,000円◇主催/「やってみよう!フリマの会」、豊島区◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、4月28日(必着)までに「〒171-0031 目白3-23-3-201 石田」へ※一人1通。応募者多数の場合は抽選。
◇詳細…当会 石田☎5976-1738、リサイクル推進係☎3981-1602

教育センター おもしろサイエンスワールド(第1期)

5~8月の毎月第2土曜日と7月26日(土) (全5回) 午後2時~4時30分◇実験・工作で科学の面白さを学ぶ◇区内在住の小学5年生~中学1年生◇25名◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照。保護者名・学校名・学年も記入)で、4月22日(消印有効)までに「〒171-0032 雑司が谷3-1-7 教育センター」へ。
◇詳細…当センター☎3590-6746

講演・講習

◆心身障害者福祉センター 障害者パソコン講習会
5月~平成16年3月の第1~4水曜日 午後、第4水曜日 夜間◇基本操作、メール、インターネット、ワード、エクセル◇区内在住の方◇各日5名◇申込み・詳細…当センターへ※各回先着順☎3953-2811、☎3953-9441

スポーツ

◆第20回区民ランドゴルフ大会
5月11日(日)※雨天の場合18日 午後1時から 三芳ランド◇区内在住、在勤、在学の方と家族(小学5年生以上)◇130名※運動できる服装・靴を各自持参。用具の貸出しあり◇500円(保険料等)◇主催/レクリエーション協会、後援/教育委員会◇申込み・詳細…5月9日までに当協会 中村☎3918-1014、スポーツ振興係☎3981-1334

◆巣鴨体育館 バドミントン教室
5月12日~6月16日 月曜日(全5回) 午後6時30分~8時30分◇指導/豊島区バドミントン協会◇区内在住、在勤の初心者・中級者◇30名◇1,500円◇申込み・詳細…費用を添えて当館へ※先着順☎3918-7101

◆第26回わんぱく相撲豊島区大会
5月24日(土) 午前11時~午後5時 豊島体育館◇区内在住、在学の小学1~6年生◇男女別個人戦トーナメント※小学4年生以上の男子上位2名は、6月22日開催の都大会(両国国技館)に出場可◇主催/同実行委員会、後援/豊島区・教育委員会◇申込み…当実行委員会 大山☎3974-5611
◇詳細…地域担当係☎3981-2049

◆雑司が谷体育館 スポーツ教室
①卓球教室
5月21日~7月9日 水曜日(全8回) 午後6時30分~8時30分◇40名◇2,400円
②健康体操教室
5月20日~7月8日 火曜日(全8回) 午前10時~11時30分◇25名◇2,400円

健康

費用の記載がない事業は無料です

◆のびのび子育て教室
4月23日(水) 午後1時30分~3時 保健福祉部巣鴨分庁舎◇「赤ちゃんマッサージ」◇講師…助産師/橋本初江氏◇区内在住の生後2~3か月児と保護者◇25組※バスケットを持参◇申込み・詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4174



③シェイプアップボクシング教室
5月20日~7月8日 火曜日(全8回) 午後7時~8時15分◇25名◇2,400円

④エアロビクス教室
5月22日~7月10日 木曜日(全8回) 午後7時~8時30分◇25名◇2,400円

⑤太極拳教室
5月23日~7月11日 金曜日(全8回) 午後1時30分~3時◇25名◇2,400円

⑥水曜区民水泳教室
5月15日~7月10日(全8回) 午後6時30分~8時30分◇60名◇4,000円

⑦金曜区民水泳教室
5月16日~7月11日(全8回) 午前10時~正午◇60名◇4,000円

⑧水中歩行教室
5月14日~7月9日 水曜日(全8回) 午後1時30分~3時30分◇60名◇4,000円

⑨水中アクアビクス教室
5月12日~6月9日 月曜日(全4回) 午後1時30分~2時45分◇35名◇2,000円

⑩小学生水泳教室
5月14日~7月9日 水曜日(全8回) 午後4~6時◇60名◇2,000円

◇①~⑩は区内在住、在勤、在学の16歳以上の方※妊娠中の方は不可。⑩は区内在住、在学の小学生◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照。水泳教室は泳力。在勤の方は勤務先名、所在地、電話番号も記入)で、4月22日(必着)までに「〒171-0032 雑司が谷3-1-7 雑司が谷体育館」へ※はがき持参で窓口申込みも可。1教室一人1通のみ。応募者多数の場合は抽選。
◇詳細…当館☎3590-1252

◆雑司が谷体育館 個人公開
新たに次の種目を個人公開します。バドミントン/火曜日、卓球/木曜日 ともに午後2~5時※祝日の場合は休止◇1回300円(小・中学生は150円)※運動できる服装、ラケット・ボール等を各自持参。
◇詳細…当館☎3590-1252

けやき 高齢者の施設から

◆要町ことぶきの家 健康教室
4月25日(金) 午後1時30分~3時◇歯の健康◇当日直接会場へ※60歳未満の方もどうぞ。
◇詳細…当館☎3959-2281

コミュニティ振興公社

◆申込み・詳細…としまコミュニティチケットセンターへ☎3590-5321
◆豊島区管弦楽団第56回定期演奏会
6月8日(日) 午後2時開演 学習院創立百周年記念会館正堂◇リスト/交響詩

官公署だより

●巣鴨警察署 女性四輪実技講習会を実施します
4月29日(水) 午前10時~午後2時 豊島自動車練習所◇運転(基本・応用)等◇ペーパードライバー・初心者の女性◇18名◇2,000円(保険料等)※昼食は各自◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、4月20日(消印有効)までに「〒170-0004 北大塚1-15-15 巣鴨警察署」へ※応募者多数の場合は抽選。
◇詳細…当署☎3910-0110

第3番「レ・プレリュード」ほか◇指揮/山岡重信◇800円 全席自由※3歳以下入場不可。

◆舞踊への招待 目白三人の会~3つのダンスの世界
6月14日(土) 午後6時開演 東京芸術劇場中ホール◇日本舞踊、クラシックバレエ、現代舞踊の実演と解説◇S席2,000円、A席1,500円 全席指定※3歳以下入場不可。

現代舞踊入門 無料体験者募集

5月24日(土) 午後2~4時 区民センター、6月1・8日(日) 午後1~3時 目白小学校体育館◇講師…舞踊家/英二三枝子氏◇小学生以上で、全回参加し、6月14日の公演に出演できる方◇15名◇申込み…当公社☎3590-5321※4月16日 午前9時から受付(先着順。電話可)

◆区民でつくる演奏会 合唱団員募集◇演奏会…12月7日(日) 午後2時開演 東京芸術劇場大ホール◇曲目…ヘンデル/メサイヤ

◇募集…区内在住、在勤、在学の高校生以上で、譜面が読め練習日に参加できる方◇女性(ソプラノ、アルト)150名、男性(テノール、バス)50名◇5,000円(楽譜代別途)◇練習日程等…7月3日~12月6日 木曜日(11月4日以降は火・木曜日、12月6日は音合わせ。全28回) 午後6時30分~8時30分 豊島公会堂◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照。希望パートも記入)で、5月30日(必着)までに「〒170-0013 東池袋1-20-10 豊島区コミュニティ振興公社」へ◇問い合わせ…当公社☎3590-7118

募集

◆男女平等推進センター(臨時職員)
現在20歳以上で、区内または近隣の区に在住の方◇窓口受付、施設管理業務◇週1~4日程度勤務(月~土曜日の午後5時15分~9時15分、土曜日の午前8時30分~午後5時15分)◇時給1,010円(交通費含む)◇5月1日~10月31日◇3名◇選考…面接◇申込み…4月24日までに履歴書(写真貼付)を当センターへ本人が直接持参※夜間を除く。
◇詳細…当センター☎5954-1015

はがき記入例

【はがきの裏】

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ①事業またはイベント名 | ※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。 |
| ②〒住所 | |
| ③氏名(ふりがな) | |
| ④年齢 | |
| ⑤性別 | |
| ⑥電話番号 | |
| ⑦その他必要事項 | |